

# 児 童 扶 養 手 当

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進のための手当です。

## 対 象

次のいずれかに該当する、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（心身に一定の障害のある児童は20歳未満）を養育している父母もしくは養育者

- ・父母が婚姻を解消した後、父または母と生計を同じくしていない児童
- ・父または母が死亡した児童
- ・父または母に一定の障害がある児童
- ・父または母の生死が明らかでない児童
- ・父または母に1年以上遺棄されている児童
- ・父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ・父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ・婚姻によらないで懐胎した児童
- ・棄児などで、母が児童を懐胎した当時の事情が不明である児童

## 支 給 額

年3回（4月・8月・12月）4か月分ずつ支給

子どもの人数	月額（全部支給）	月額（一部支給）
1人	41,140円	9,710円～41,130円
2人	1人の場合の月額に5,000円加算	
3人以上	2人の場合の月額に、1人につき3,000円加算	

※申請者や扶養義務者（申請者の父母、兄弟姉妹など）に一定額以上の「所得」があるときは、支給停止になります。

●次のような場合は手当が受けられません。

- ・婚姻届を提出していないが事実上婚姻関係と同様の状態にあるとき（事実婚）
- ・離婚届を提出したが前夫または前妻と同居、同住所にいるとき
- ・公的年金（遺族、障害、老齢年金）を受けられるとき
- ・日本国内に住所を有しないとき
- ・児童福祉施設など（母子生活支援施設などを除く）に入所しているとき

# 特 別 児 童 扶 養 手 当

精神または身体に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当です。

## 対 象

精神または身体に一定の障害のある20歳未満の児童を監護する父母もしくは養育者

## 支 給 額

年3回（4月・8月・11月）4か月分ずつ支給

障害の状態	月額（1人につき）
1級（重度）	50,050円
2級（中度）	33,330円

●次のような場合は手当が受けられません。

- ・日本国内に住所を有しないとき
- ・児童が障害による公的年金を受けているとき
- ・児童福祉施設に入所しているとき

※申請する方や生計を同じくしている扶養義務者（申請者の直系血族、兄弟姉妹など）に一定額以上の「所得」があるときは、手当の支給が停止されることがあります。

※障害の状態は、各種障害者手帳の等級とは異なります。